

「災害に強い首都「東京」の形成に向けた取り組み方策（案）」 についての意見照会と結果について

1. 意見照会の概要

(1) 意見照会対象

- ・災害に強い首都「東京」の形成に向けた取り組み方策（イメージ）（修正案）

(2) 照会期間

- ・令和2年6月16日（火）～7月15日（水）

(3) 意見の提出方法

- ・電子メール

2. 結果の概要

(1) 意見提出者

- ・特別区（意見あり：14区、意見なし：9区）

(2) 頂いたご意見の主な内容と頂いたご意見に対する考え方

- ・次ページ以降

水害対策編		
No.	頂いたご意見の主な内容	頂いたご意見に対する考え方
○首都「東京」の災害リスク		
1	「浸水区域内人口」には荒川沿川区だけでなく、荒川区や台東区、中央区も含めるべきだ。	荒川の沿川区だけでなく、洪水浸水想定区域に係る区について記載します。
○水害に対するこれまでの取り組み		
2	江東5区の大規模災害時、人口の約9割以上の250万人が浸水の根拠は何か？	江東5区(墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区)が平成30年8月に共同で策定した「江東5区大規模水害広域避難計画」によります。
○取り組み方策(水害対策)		
○全般		
3	ソフト面の対策には限界がある。スーパー堤防などのハード面を整備しない限り、水害リスクを減らすことはできない。	治水施設の整備を加速化させ、治水安全度を向上、大規模氾濫の発生リスクを低減し、少しでも安全な市街地にすることが重要であると考えています。 本会議では、ソフト面の施策を踏まえつつ、「洪水調節施設の整備の推進」や「高規格堤防(国)、スーパー堤防(都)の整備の推進」などハード面のまちづくりを推進する方策について検討項目としており、ご意見も踏まえて引き続き河川施設の整備を推進していきます。
4	ハード的な整備には相当な時間を要する。取り組み方策(イメージ)において、ソフト対策の方向性をより記述して欲しい。	本会議では、大規模洪水や首都直下地震等による壊滅的な被害の発生を回避できるよう、防災まちづくりを推進するための方策についてハード・ソフト両面から検討を進めます。
5	居住継続や分散避難を含め、避難先の確保を住民自身に行ってもらうため、「自助意識の啓発」を項目に加えるべきだ。	水害時における自助意識の醸成のため、本年4月に発出された通達等を踏まえ、各自治体において取組が進められていると認識しております。
6	「水害リスクや防災まちづくりの必要性等について、住民等の理解が十分ではない」と言えるのか。推進に向けた事業手法が十分ではない点もあるのでは？	例えば江東5区居住者に対して行われたインターネット調査によれば、大規模水害時に自宅にとどまった場合、ライフラインが途絶した環境で、数週間から数か月の滞在を強いられる可能性があることの認知度は約31%にとどまるなど、水害リスクについて住民等にあまり知られてない状態です。このため、「住民、企業等の意識啓発」を検討項目の一つとするとともに、高台まちづくりの推進に向け、様々な具体的な方策について検討を進めます。
7	取り組み方策を公表していく際は、根拠法令や計画を合わせて整理すべき。また、取り組み方策について、国・都・自治体・民間の役割分担をできる限り明確にすべき。方策の優先順位や、試行時期等の具体的な目標を持って検討を進める必要がある。	ご意見に留意し、具体的な方策について検討を進めます。また、高台まちづくりの実践に向け、国・都だけでなく地元区など関係者間で連携を図ることが不可欠であると考えており、モデル地区の設定、そこでの検討も踏まえ、取り組み方策について見直し・改善等を行います。

水害対策編		
No.	頂いたご意見の主な内容	頂いたご意見に対する考え方
8	地震のような財政支援がうたわれていない。事業の実施に際して、体制、補助金、支援制度を構築するようお願いする。	高台まちづくりの推進に向けて、事業制度、支援策、体制等、様々な取り組み方策について検討を進めます。
9	河川事業者も主体的にまちづくりに参画する体制を構築するようお願いする。	高台まちづくりの実践に当たっては、まちづくりを担う地方公共団体等と河川管理者が一体となって取り組みます。
10	古川等、区民などが過密するエリアを流域とする河川も、「災害に強い東京」における水害対策を取りまとめる中で、検討の遡上に上げていただきたい。	本会議は、気候変動による大規模洪水や首都直下地震の危険性や切迫性の高まりを踏まえて設立されたもので、大規模洪水を想定した場合の国と都が連携して取り組む方策を検討しています。古川など区部の中小河川の水害対策については、レベルアップした時間最大75ミリの降雨に対応する新たな目標整備水準達成に向け、護岸や調節池の整備を進めています。
11	ほとんどが平地で浸水想定区域に含まれ、かつ小規模な住宅が密集している地域の場合、高台まちづくりは現実的でない。このような課題に対する検討と対策を考える必要があるのでは？。	本会議では、高層建築物に居住されている方だけではなく、東京で暮らし、働き、学ぶ全ての方々が大規模水害にあった場合でも命を守るための高台まちづくりについて幅広く検討を行っています。
1 堤防、洪水調節施設等の整備・強化の推進		
12	堤防、洪水調節施設についての対策は、河川管理者(国)が主体となって実施、検討をお願いする。 荒川水系における荒川第二、第三調節池の整備推進を図りたい。 京成本線橋梁架替事業の推進を図りたい。 荒川や江戸川等の堤防・河川管理施設の耐震化などの治水対策の整備推進を図りたい。 東京東部低地帯の堤防・水門等の耐震化・耐水化などの治水対策の整備推進を図りたい。 新たに取り組まれた治水協定に基づく既存ダムの事前放流などの確実な運用により、既存ダムの洪水調節機能の強化を図りたい。	堤防や洪水調節施設等の整備・強化については、河川管理者等が主体となって推進します。 「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき、利水ダムを含む既設ダムの利水容量の一部を洪水調節に活用します。

水害対策編		
No.	頂いたご意見の主な内容	頂いたご意見に対する考え方
2 高台まちづくりの推進(線的・面的につながった高台・建物群の創出)		
2-1 計画策定による誘導		
(1)河川整備計画に高規格堤防(国)、スーパー堤防(都)の施行の幅を明示(区域の明示)		
13	「高規格堤防(国)、スーパー堤防(都)区域の明示・公表」の推進を図られたい。	河川整備計画などへの高規格堤防やスーパー堤防の施行幅を明示することについて検討を進めます。
14	沿川エリア毎で優先整備順位を付けて高規格堤防の施行の幅を明示することが望ましい。 予定区域が他の河川区域と重複している場合や、首都高速道路が隣接する区間については、現状を踏まえて区域を設定するようお願いする。また、整備が困難な区間については、予め区域から除外することも検討願う。	高規格堤防は、人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害は発生する可能性が高い区間である荒川、江戸川、多摩川等の約120kmにおいて、まちづくり等と連携し、共同で整備することとしています。
15	高規格堤防の幅の内部に位置する並行河川の取扱いをどうするか、検討が必要だ。 高規格堤防、スーパー堤防の予定区域の公開に際し、河川管理者が事前に地元に対して十分な説明を行うとともに、事後も、住民、事業者等の理解が得られるよう継続した対応をお願いする。 高規格堤防特別区区域の公表にあたっては、沿川自治体の懸念を払しょくした上で、進めていただきたい。区域公表後の事業の進め方についても、沿川自治体との協議が必要だ。	高規格堤防やスーパー堤防の整備に当たっては住民や民間事業者等の理解が不可欠です。 高規格堤防等の幅の明示や事業の推進にあたっては、並行河川の取扱いなどを含め、沿川区と調整の上、住民や民間事業者等への周知や説明を行います。

水害対策編		
No.	頂いたご意見の主な内容	頂いたご意見に対する考え方
2-2 土地区画整理、公園、高規格堤防等の整備による高台づくり		
(1) 土地区画整理事業等と高規格堤防整備事業の更なる一体実施のための方策の検討		
①全般		
16	自治体の区画整理事業を前提とする従来手法の充実に加え、国や都の治水対策として都市計画などの強制力を持った事業手法や、民間の単独事業との連携など、新たな手法や制度を検討する必要がある。 高規格堤防の都市計画事業としての位置づけについて、議論・検討を図られたい。	土地区画整理事業と高規格堤防整備事業を同じ場所でタイミングを合わせて実施(共同事業方式)することにより高台まちづくりを実施してきています。 両事業をより一体的に実施する連携方策や費用負担のあり方等、様々な取り組みについて検討します。
17	区画整理事業の事業主体はどこを想定しているか?	この会議は、事業主体を決めるものではなく、事業を推進するための取り組み方策を検討することを目的としており、具体的な想定はありません。
①水害対策として高規格堤防等の必要性を連携し周知(住民への更なる理解)		
18	高規格堤防の必要性について、国が主体となって周知いただきたい。 高規格堤防や高台まちづくりの必要性について、あらゆる機会や媒体を活用しPR・周知等の啓発活動を推進されたい。	様々な機会を捉えて、高規格堤防や高台まちづくりの必要性を周知する方策について検討を進めます。
②土地区画整理事業や河川事業等での種地の確保方策の検討		
19	直接移転が可能となる種地確保・先行買収などについて、河川管理者による用地取得を検討されたい。 まち側の負担となっている先行買収に係る移転補償費について、河川管理者側の負担を検討されたい。	土地区画整理事業や河川事業等での種地の確保方策や、土地区画整理事業と高規格堤防整備事業をより一体的に実施する連携方策や費用負担のあり方について検討します。
③川裏法面の宅地としての利用及び堤防天端道路の建築基準法上の道路としての活用方策の検討		
20	川裏法面用地の宅地活用化を推進されたい。	高規格堤防の既設堤防川裏法面用地について、道路・公園等だけでなく宅地等として活用するための取り扱い方策について検討を進めます。
④より効率的な事業制度や整備手法の検討(土地区画整理事業と高規格堤防整備事業の一体化等の連携方策)		
21	「高規格堤防と土地区画整理の一体化事業」の事業方式、事業主体、事業費負担などの制度の検討・明確化に取り組まされたい。 一体化事業を河川管理者が主体的に取り組む手法等の検討を図られたい。 共同事業方式において、まちづくり事業者側の事業先行が要件となっていることの見直しを検討されたい。また、まちづくり事業者側の負担軽減を図られたい。 土地区画整理事業内で、高規格堤防整備を行う場合の事業費負担などの制度の検討・明確化に取り組まされたい。	土地区画整理事業と高規格堤防整備事業を同じ場所でタイミングを合わせて実施(共同事業方式)することにより高台まちづくりを実施してきています。両事業をより一体的に実施する連携方策や費用負担のあり方について検討します。

水害対策編		
No.	頂いたご意見の主な内容	頂いたご意見に対する考え方
(2)高規格堤防(国)、スーパー堤防(都)の整備の推進		
22	荒川・中川並行区間を含め高規格堤防(国)、スーパー堤防(都)ともに、着実な推進を図りたい。 制度改正等については、事業中箇所への柔軟な適応などを図りたい。	荒川・中川並行区間に位置する西新小岩地区をはじめ、高規格堤防、スーパー堤防の整備を着実に推進します。
23	スーパー堤防(都)の整備の推進とあるが、事業の課題や解決策に言及する必要があるのでは？	スーパー堤防事業は沿川地権者の協力のもとで、開発、建替えに合わせて施行しており、引き続き、事業推進に努めます。
24	河川区域が広がることによる、道路法や建築基準法の道路との関係や、「民間活力を活用した建築物、高台の整備」を行った場合の都市計画法上の手続きなど、各法令との関係について体系的に整理されたい。	高規格堤防の整備に伴い河川区域が指定されますが、あわせて高規格堤防特別区域を指定することにより道路や建築物等の通常の利用に供することができるようになります。また、取り組み方策については、関係法令との関係を踏まえつつ検討を進めます。
25	高規格堤防として盛土した事業区域の引渡し後に強度不足や沈下等による影響が確認された場合、河川事業者が責任を持って対応するようお願いする。	高規格堤防の整備にあたっては、上面における通常の土地利用を踏まえ、共同事業者や地権者との間で誤解や認識不足が生じないように、共同事業者との間で確保する地盤強度の考え方や、共同事業者と地権者との間における引き渡しの際の取決め、事業における役割分担等について協議、合意を図ることとしています。また共同事業者への引渡し以降、疑義が生じた場合、協議、合意の内容を踏まえ適切に対応します。
26	住民等の負担軽減、事業期間短縮、事業費縮減などにつなげるため、盛土や地盤改良等の工期短縮等を図る新たな工法等の検討を推進されたい。	高規格堤防の盛土にあたっての、建設発生土(河川浚渫・掘削土等)を活用した盛土材料としての改良技術や、軟弱地盤上の堤防整備における周辺地盤に影響を与えない圧密・排水促進の技術の検討・整理を進めます。
(3)公園の高台化の推進		
27	江戸川右岸篠崎公園地区高規格堤防とともに、都立篠崎公園の拡張及び高台化の推進を図りたい。 市街地における高台確保のため、都立宇喜田公園の拡張及び高台化を検討されたい。 荒川左岸(中川左岸)高規格堤防等の整備につながる新小岩公園の高台化の推進を図りたい。	避難場所や救出救助の活動拠点に指定され、江戸川堤防への避難動線が確保できる都立篠崎公園において、事業を進めていくことが必要と考えています。 新小岩公園の高台化については、地元区の計画であり、本会議ではこうした取組への支援などについて検討を進めます。

水害対策編		
No.	頂いたご意見の主な内容	頂いたご意見に対する考え方
2-3 避難スペースを確保した建築物の整備・確保		
(1)民間建築物での避難スペースの整備・確保の促進、(2)学校・公共施設での避難スペースの整備・確保の推進		
28	<p>高台まちづくりを推進するためには、通路(デッキ)の整備費、建物内の避難スペースや電源等を浸水高さ以上にすることへの補助金が必要、検討をお願いする。</p> <p>再開発において、屋上広場や立体通路、デッキなどの整備を進めるためには、補助メニューの新設や補助金の割り増しなどが望まれる。また、維持管理費に対する補助制度があるとよい。</p> <p>公共、民間施設を対象とした補助金、助成金制度等の創設をお願いする。民間施設は、助成や税控除等の措置なしで協力を得ることは困難。</p>	<p>建築物等をつなぐ通路の整備、建築物での避難スペースの整備・確保、建築物から浸水区域外への移動を可能とする通路の整備、建築物における浸水高さ以上への電気設備の設置等については、社会資本整備総合交付金等を活用し、引き続き支援に努めて参ります。</p>
(3)建築物における電気設備の浸水対策の促進		
29	<p>建築基準法改正により、ハザードマップ等で想定されている浸水深以上に電気室等を配置する場合に容積率を緩和し、上層階への設置を誘導することで、浸水対策の促進に資することができる。</p> <p>タワーマンションなどの建築の際、電気設備の地上部設置を促進するため、容積緩和などの検討をしていただきたい。</p> <p>高層マンションに対する電源設備への水害対策について検討しているのか。</p>	<p>本会議では、高層建築物を含む建築物における電気設備の浸水対策の促進について検討項目の一つとしており、ご意見を踏まえ検討を進めます。</p> <p>また、令和元年東日本台風の被害を受け、電気設備の浸水対策の充実を図るため、経産省や関連業界団体等と連携し「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」を本年6月にとりまとめ、周知を行っているところです。</p>
2-4 建築物から浸水区域外への移動を可能とする通路の整備		
(1)河川沿いの建築物から浸水区域外への移動を可能とする通路の整備、(2)建築物等をつなぐ通路(避難用)の整備		
30	<p>建築物と堤防間、建築物同士をつなぐ避難路、歩行者デッキ整備等に対する補助・支援を図られたい。</p> <p>建築物等をつなぐ通路(避難用)の整備を促進する支援策の検討をしていただきたい。</p> <p>荒川沿川では、洪水から一人でも多くの方の命を守るための事業(沿川でのピロティや連絡通路の整備など)を河川事業として進めるなどの対応を期待する。</p>	<p>建築物同士や建築物から浸水区域外への移動を可能とする通路の整備については、社会資本整備総合交付金等を活用し、引き続き支援に努めて参ります。</p> <p>河川沿いの建築物と堤防をつなぐ通路の整備については、沿川区が「かわまちづくり計画」を策定し、「かわ」と「まち」をつなぐ賑わいのある水辺空間の形成に資する場合、河川管理施設として整備することについて検討を進めます。</p>
(3)都県境の橋梁の整備		
31	<p>都県橋(補助第143号線、補助第286号線、放射第16号線)の整備推進及び補助・支援を図られたい。</p>	<p>本会議では、都県橋の橋梁の整備について検討項目の一つとしており、ご指摘の3橋について千葉県や地元区と連携して整備を推進します。</p>

水害対策編		
No.	頂いたご意見の主な内容	頂いたご意見に対する考え方
2-5 民間活力を活用した建築物、高台の整備		
(1)民間事業者による開発等に合わせた高台化(盛土、ピロティ構造等)を促進するための方策の検討		
32	<p>民間事業者による開発等に合わせた高台化が進むよう、国・都等のスピーディかつ柔軟な制度適応などの対応を図られたい。</p> <p>インセンティブ(税制、容積率)導入などの検討を図られたい。</p> <p>高規格堤防等予定区域のうち、離れた箇所における開発等が計画された際、手戻りとならないような仕組み・制度を検討されたい。</p> <p>建築行為や開発等の情報を河川管理者(国)が得られる手立ての検討をお願いする。</p> <p>民間事業者が計画に取り入れるための法的な緩和や助成制度等が必要だ。</p>	<p>民間事業者による開発等に合わせた高台化の促進に向け、高規格堤防の施行の幅を明示するとともに、そこで行われる建築物や開発行為等を高台化する方向に誘導する方策や支援策について検討を進めます。</p>
33	<p>河川が拠点駅から離れているため、民間活力をどのように引き出し、誘導していくのかイメージができない。また、どのような民間活力に期待しているのかも具体的に示して欲しい。</p>	<p>民間活力については、民間事業者等による大規模な建築物の建設・建替等に合わせ、高台化(盛土、ピロティ構造等)を促進することを検討しています。</p>
2-6 高台まちづくりの実践		
(1)東京の高台まちづくりを推進する事業体の構築		
34	<p>高台まちづくりを推進するための組織・事業体の検討・明確化に取り組まれたい。</p>	<p>高台まちづくりの継続的な推進、知見の蓄積等の観点も踏まえ、高台まちづくりをより効率的に推進するための組織・人員のあり方について検討を進めます。</p>
35	<p>土地利用転換のタイミングのみで事業化するのではなく、計画性を持って進めていただきたい。地元自治体に対する人的支援や財政的支援の検討も必要だ。</p>	<p>まちづくりの施行にあたっては、引き続き人的・技術的支援を行います。</p>
(2)モデル地区を設定し、高台まちづくりの検討、推進		
36	<p>事前の意向確認を含め、対象区域や事業内容の検討に際しては、地元区との慎重な調整をお願いする。</p> <p>事業を実施する場合は、国、都、区のそれぞれの役割や費用負担等を明確にし、各機関が責任を持って対応する体制の構築をお願いする。</p> <p>地元自治体が高いモチベーションを維持しながら取り組めるよう、様々な意見に真摯に回答し、課題や問題点を共有していくことが必要だ。</p>	<p>高台まちづくりの実践に当たっては、地元区との連携が不可欠であり、ご意見を踏まえ調整を進めます。</p>

水害対策編		
No.	頂いたご意見の主な内容	頂いたご意見に対する考え方
(3) 従前居住者の生活支援策の充実		
37	従前住居者等の負担軽減、生活支援策の拡充の取り組みを検討されたい。	高規格堤防整備に伴う住民の二度移転による負担を軽減するため、平成31年度に固定資産税(家屋)の軽減措置を創設したところであり、このような住民等の負担軽減策について、引き続き検討を進めます。
2-7 復旧・復興の迅速化		
(1) 大規模浸水発生時の排水に係る対策の検討、推進		
38	下水道局ポンプ所や排水機場の耐水化・電源継続システム確立などを図られたい。また、高潮対策潮位を満足する耐水化を推進されたい。	都においては平成24年度から大規模震災時の対策として水門・排水機場や下水道施設の耐震・耐水対策に取り組んでいます。これらの取組により想定される高潮や津波、東海豪雨に対して設備の機能が確保されるよう必要な整備を進めるなど、ハード・ソフトの両面から適切に対応します。
39	既設樋管の排水施設としての有効活用策の検討を図られたい。	本会議において、大規模浸水発生時の排水に係る対策の検討、推進について検討項目としているところです。なお、既設樋管の取り扱いについては、施設管理者が有効活用策を別途ご検討される予定があれば、検討に協力し協議して参ります。
3 広域避難等		
(1) 台風19号を踏まえた広域避難(垂直避難の一層の活用を含む)のあり方検討		
40	高齢者等を速やかに広域避難させるために、緊急時にはトラックの荷台などで運搬できるよう、道交法を改正できないか？	本連絡会議は、大規模洪水等による壊滅的な被害の発生を回避するための防災まちづくりについて検討を行うことを目的としています。
41	広域避難検討会等に参加していない自治体に対して、進捗や見通し等、情報提供をお願いします。	頂いたご意見については、「首都圏における大規模水害広域避難検討会」の事務局にお伝えします。
42	大規模河川のない自治体における垂直避難＝在宅避難の検討及び推奨を取り組みとして記載するべきでは？	本会議は、大規模水害に対する取組を検討しておりますが、中小河川の溢水や内水氾濫においても、適切な避難対策が必要であると認識しております。

水害対策編		
No.	頂いたご意見の主な内容	頂いたご意見に対する考え方
4 住民、企業等の意識啓発		
(1)防災まちづくり(水害対策)に関するシンポジウム等の開催		
43	<p>高規格堤防等や高台まちづくりの推進に向け、あらゆる機会や媒体を活用しPR・周知等の啓発活動を推進されたい。</p> <p>防災まちづくりに関するシンポジウムについて、まずはモデル地区から始めてみてはどうか。</p> <p>広域避難を中心とした水害対策に関するシンポジウムについて、国と都と連携した取り組みが重要。高規格堤防事業については、国が主体となり、事業の必要性など、丁寧な取り組みが求められる。</p>	<p>防災まちづくりに関するシンポジウムの開催をはじめ、様々な機会を捉えて高規格堤防や高台まちづくりの必要性を周知する方策について検討を進めます。</p>

地震対策編

No.	頂いたご意見の主な内容	頂いたご意見に対する考え方
○密集市街地の不燃化に対するこれまでの取り組み		
44	<p>法令規制や設置助成などにより、防火水槽を確保する取り組みを記載すべきではないか。</p> <p>取組方策として以下も含めるよう希望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑地整備にあわせ、防火水槽の設置、マンホールトイレ及び防災井戸の設置(排水用) ・深井戸方式の永久水利(深さ200m・2t/分) 	<p>区から頂いた意見に対する回答として、以下の文を、災害に強い首都「東京」形成ビジョン(仮称)中間まとめ(案)の5.2.7に記載します。</p> <p>「震災時の同時多発火災及び市街地大火に対応するため、耐震性を有する防火水槽の整備をはじめ、深井戸や低水位河川等を活用した新たな消防水利確保策を積極的に推進するとともに、都、区市町村及び関係機関等と連携して震災対策及び消防水利の開発・確保を推進する。</p> <p>また、消防水利開発補助金交付制度により、一定の条件を満たす消防水利の設置を行った民間事業者に対し、工事費用の一部補助を行っている。」</p>
○防災まちづくり(密集市街地の不燃化)の目標像と対応すべき課題		
45	<p>「新築や建替えが行われても不燃化が進まない場合がある。」とは、どのような場合を指すのか。また、それに対する取り組み方策はどのようなものか。</p>	<p>一部の地域においては、防火規制が準防火地域かそれ以下の規制であることにより、新築や建替えが行われても、木造2階建ての住宅を中心に、準耐火建築物と同等以上の耐火性能を有しない建物となっている場合があります。</p> <p>そのような地域で、防災性の向上が必要な地域については、建築基準法第40条に基づく条例(東京都建築安全条例第7条の3に基づく新たな防火規制区域)の活用などにより、準耐火建築物と同等以上の耐火性能を有する建物として、新築や建替えを進めていくべきだと考えています。</p>

地震対策編		
No.	頂いたご意見の主な内容	頂いたご意見に対する考え方
○取り組み方策(密集市街地の不燃化)		
0 全般		
46	水道・下水道局やライフライン事業者も連絡会議に参画してもらった方がよい。	会議の議論の中で、水道局など会議に参加していない部署の見解が必要な場合には事務局を通して意見照会を行います。
47	住宅の耐震化・防火耐震化、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化等にも言及すべき。	地震対策については、密集市街地の不燃化に特化した対策を検討することとしています。
48	密集市街地の不燃化だけなのか。都市計画道路の整備や大規模な空地の確保などは記載しないのか。また、避難や物資等で取り組めることはないのか。	地震対策については、密集市街地の不燃化に特化した対策を検討することとしています。
49	不燃化特区事業の継続的な取組と、対象区域の拡大をお願いする。	特に甚大な被害が想定される整備地域を対象、10年間の重点的・集中的な取組として実施してきた不燃化特区制度は5年間延長し、引き続き、整備地域の不燃化を強力に推進していきます。
50	主要生活道路整備に焦点を当てているが、都市計画道路の整備推進も入れるべきだ。	都市計画道路は、都区が策定した事業化計画に基づき整備を進めています。
51	町会・自治会の消火器具などを保管する防災倉庫が不足している。不燃化特区の事業メニューに防災倉庫の整備費を追加することで、災害発生時の地域内における初期消火活動を円滑に行うことが可能となる。	今後とも、必要な支援を実施していきます。
52	区が行う施策に対して、財政的な補助を含めて支援をお願いする。	ご意見にある「区が行う施策」の具体が不明ですが、都としましては必要かつ事業効果が高い施策について財政状況も勘案しながら支援しています。
53	街区の一部で木造住宅が密集し建替えが進まない危険な地区が残っていたとしても、街区の主な部分で不燃化が進んでいることから、整備地域に指定されない事例がある。こうした事例についても整備地域に指定されるよう、整備地域の指定要件や基準について、柔軟な対応を要望する。	令和2年3月に改定した防災都市づくり推進計画の〈基本方針〉においては、地域危険度が高く、かつ、老朽化した木造建築物が特に集積するなど、震災時に特に甚大な被害が想定される地域を整備地域とし、防災都市づくりに係る施策を展開することとし、また、当該地域は、防災生活圏を基本的な単位として指定しています。 整備地域以外については木造住宅密集地域等を対象に、区市が必要に応じて行う地区計画の策定や新たな防火規制の導入などの規制誘導を支援していきます。

地震対策編		
No.	頂いたご意見の主な内容	頂いたご意見に対する考え方
54	地域により、危険ながけ・擁壁の安全確保対策についても、財政的及び技術的支援が必要だ。	地震対策については、密集市街地の不燃化に特化した対策を検討することとしています。
55	国の住宅市街地総合整備事業制度要綱に基づき、区が取り組む密集事業については、整備地域の有無に関わらず都も財政的な補助を含めて支援していただきたい。	今後とも、必要な支援を実施していきます。
56	区市町村が行う専門技術者派遣や工事費助成に対する補助等の支援策を充実していただきたい。	不燃化特区においては、専門技術者派遣の支援を行っています。今後とも、必要な支援を実施していきます。
57	高層マンションのエレベーター停止対策の充実について検討しているのか。	地震対策については、密集市街地の不燃化に特化した対策を検討することとしています。
58	擁壁及びがけの安全化対策についても取組を加えていただきたい。	地震対策については、密集市街地の不燃化に特化した対策を検討することとしています。
59	地震について、総合的な取組方策ではなく、密集市街地対策というピンポイントでの取組方策が示されている理由は？	連絡会議では、国と都が連携して取り組む喫緊の災害対策について議論を行うこととし、地震対策については密集市街地の不燃化の議論を行っています。
60	住宅・建築物の耐震化促進に向け、下記のとおり具申する。 (1)耐震性のない旧耐震住宅・建築物の耐震化の記述を追加願いたい。 (2)耐震助成制度の更なる拡充をお願いしたい。 (3)空き家対策以外の耐震対策においても、区が固定資産税情報を得られる仕組みづくりの検討をお願いしたい。	地震対策については、密集市街地の不燃化に特化した対策を検討することとしています。

地震対策編

No.	頂いたご意見の主な内容	頂いたご意見に対する考え方
1 無接道敷地の解消等に資する建替えの促進		
61	隣地取得の費用を負担できる地権者がどの程度いるか未知であり、制度として取り組んでも実効性がないのでは？	無接道敷地の解消に資する戸建住宅の建替えを促進のため、令和2年度から、密集市街地において、隣接する無接道敷地を取得し、又は無接道敷地に隣接する接道要件を満たす敷地を取得して、無接道敷地を含めた敷地で一定の耐火性能を有する戸建住宅に建替える場合の敷地面積要件及び構造要件を見直しています。
62	無接道敷地における建替えの許可基準等について、具体的実例をとりまとめ紹介していただきたい。	無接道敷地における建替え促進に関するまちづくり誘導手法を活用した取組については防災都市づくり推進協議会で紹介しております。
63	無接道敷地の入り口部分にある接道要件を満たす敷地を事業地に組み入れるためのインセンティブの措置を検討していただきたい。調査、改善プランの策定、事業を実施するための支援をお願いする。	無接道敷地の解消にあたっては、制度の拡充も含めて検討していきます。
64	緩和するためには、規制とセットで行う必要がある。 既に防火規制を適用している場合、方針はあるのか。 建ぺい率を緩和した上、通路幅員を1.5m以上にすれば、建て替えが進んでも密集の再生産になりかねない。	接道要件のきめ細かな運用については、法が求める事項に加え、木密改善も考慮の上、個別の地域特性に応じて慎重に検討されるべきものと考えます。
65	都が主体となり、接道要件等の許可基準を示すことで、建築審査会の同意を得られやすい環境となり、建替えの促進に寄与するものとする。	接道要件のきめ細かな運用については、画一的にはなく、個別の地域特性に応じてなされるものであるため、都が主体となって具体的な基準を示すことはせず、区の検討を支援していきます。

地震対策編		
No.	頂いたご意見の主な内容	頂いたご意見に対する考え方
2 高齢化の進行等に対応した取組		
66	現在の取組みが、空き家発生予防に繋がっている面もある。また、空き家対策部門の連携を強化していく必要がある。	木造住宅密集地域の改善においては、不燃化に限らず、空き家対策との連携も重要だと考えています。
67	ネット等の媒体を活用した普及啓発活動も推進していただきたい。	今後も様々な媒体を活用し、幅広い普及啓発活動を推進していきます。
68	空き家の利活用は、道路拡幅や不燃化という点では妨げになる。	空き家については、地域の実情に応じ、適切に対応していくものと考えます。
69	本区では無接道敷地に存する空き家の除却に対して助成を行っているが、居住の有無によらず、除却・建替えする際に助成等の支援拡充をお願いする。 また、不燃化特区以外においても除却後の土地に対する固定資産税等の減免制度を構築することで、老朽建築物対策に資するものと考え	今後とも、必要な支援を実施していきます。
70	耐震改修工事についても、仮住まい費用の助成の検討を要望する。 空き家や耐震化、不燃化等の取組に対し、2世帯同居助成制度の創設が有効策となる。	今後とも、必要な支援を実施していきます。
71	老朽住宅の除却等に協力していただける高齢居住者は引き続き同じ地域で暮らし続けられるよう、地元の都営住宅へ優先して入居できるようにしていただきたい。	従前居住者の方に対しては、必要に応じて、都営住宅への特定入居のあっせんを行っています。

地震対策編		
No.	頂いたご意見の主な内容	頂いたご意見に対する考え方
3 規制誘導による不燃化の促進		
72	<p>①東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制の区域の指定について、法制化を検討していただきたい。</p> <p>②今後新たに防火性の向上を目的としたまちづくりに取り組む地域等、木密地域の指定の有無によらず、新防火の指定要件について、広く柔軟に対応していただきたい。</p>	<p>① 建築基準法第40条を設け、「地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は特殊建築物の用途若しくは規模に因り、この章の規定又はこれに基く命令の規定のみによつては建築物の安全、防火又は衛生の目的を十分に達し難いと認める場合においては、条例で、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を附加することができる。」とし、必要に応じた防火規制の強化を可能としています。</p> <p>都では東京都建築安全条例に基づき、区市と連携しながら新たな防火規制の区域を指定しております。</p> <p>②防災都市づくり推進計画の新たな基本方針の趣旨を反映し、新たな防火規制区域の指定要綱を改正しました。</p>
73	(2)はすでに法改正され達成されているのでは？	ご意見にある法改正は、照会資料に記載のとおり、令和元年6月施行です。
4 災害時の活動を円滑化する道路の整備及び閉塞防止の推進		
74	狭隘道路の拡幅、危険なブロック塀の撤去等、区が行う施策に対し、財政的な補助を含め支援をお願いします。	今後とも、必要な支援を実施していきます。
75	「(1)防災上重要な道路の整備及び沿道の不燃化」を進めるための支援策が未記載である。	「(1)防災上重要な道路の整備及び沿道の不燃化」については、東京都防災都市づくり推進計画に具体的な整備路線を位置付けるとともに、その整備や沿道の不燃化を支援します。
76	道路が拡幅されても電柱の移設が伴っていない場合がある。電柱移設等についても支援が必要だ。	地震時における細街路の機能維持については、電柱の倒壊による道路閉塞を防止するため、無電柱化を推進していきます。
5 民間事業者による基盤整備事業、住宅整備事業等の実施の誘導		
77	「公有地の活用による移転先住宅の確保」について、現在使用している公有地を利用形態の変更を含め、移転先の住宅整備の候補地としていただきたい。	移転先の住宅整備の候補地は早期の事業化が必要なため、利用形態の変更のように事業化に時間を要するものではなく、更地又は取壊しの決定した公有地を対象としています。